

		燃え殻	汚泥 (有機性)	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性 残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器 くず	がれき類
1.事業の範囲	中間処分	破碎		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		選別		○	○	○	○		○	○	○	○
		圧縮固化	○	○	○	○	○	○	○			
		堆肥化		○					○			

2.事業の用に供する 全ての施設	処理施設	施設の種類の	処理能力											
		破碎施設Ⅰ	5.4 t/日 (8H) ※1 2.6 t/日 (8H) ※2 8.4 t/日 (8H) ※3 1.8 t/日 (8H) ※4 7.9 t/日 (8H) ※5 17.3 t/日 (8H) ※6 10.7 t/日 (8H) ※7 27.6 t/日 (8H) ※8			○※1	○※2	○※3	○※4		○※5	○※6	○※7	○※8
		破碎施設Ⅱ	70.0 t/日 (24H) ※1 350.1 t/日 (24H) ※2 308.1 t/日 (24H) ※3 420.2 t/日 (24H) ※4 168.2 t/日 (24H) ※5 420.2 t/日 (24H) ※6	○※1	○※1	○※2	○※3	○※4	○※5	○※1	○※6			
		選別施設	15.4 m <sup>3</sup> /日 (8H)			○	○	○	○		○	○	○	○
		圧縮固化施設 (Ⅰ)	240 m <sup>3</sup> /日	○	○	○	○	○	○					
		圧縮固化施設 (Ⅱ)	601 m <sup>3</sup> /日	○	○	○	○	○	○					
		圧縮固化施設 (Ⅲ)	1,890 m <sup>3</sup> /日 (24H)	○	○	○	○	○	○	○				
		堆肥化施設	500 ℓ/日		○					○				

3.許可の条件	無
---------	---

4.許可の更新又は変 更の状況	許可 (届出) 年月日	変更内容
	平成10年7月31日	新規許可
	平成12年12月13日	変更許可 (追加 圧縮固化)
	平成15年7月31日	更新許可
	平成15年11月10日	変更届 (圧縮固化施設 (Ⅱ) の増設)
	平成20年7月31日	更新許可
	平成25年5月1日	変更許可 (品目追加 燃え殻、圧縮固化 燃え殻、汚泥 (有機性)、動植物性残さ)
	平成25年7月31日	更新許可・優良認定
	平成27年1月23日	変更届 (圧縮固化施設 (Ⅱ) の破碎機の入替)
平成31年3月12日	変更許可 (破碎の品目追加 燃え殻、汚泥 (有機性)、動植物性残さ 圧縮固化の品目追加 ゴムくず) 破碎施設Ⅱ・圧縮固化施設Ⅲの増設	
令和2年7月31日	更新許可・優良認定	

5.規則第10条の4第5項の規定による許可証提出の有無	無
-----------------------------	---

【処理施設の概要】

設置場所：京都市伏見区横大路千両松町9番1

公表日：平成25年8月13日

最終更新日：令和3年7月19日

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
平成10年7月25日	破砕施設	①廃プラ、②紙くず、③木くず、④繊維くず、 ⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類	①5.4 t / 日 (8 H)、②2.6 t / 日 (8 H)、③8.4 t / 日 (8 H)、④1.8 t / 日 (8 H)、⑤7.9 t / 日 (8 H)、⑥17.3 t / 日 (8 H)、⑦10.7 t / 日 (8 H)、⑧27.6 t / 日 (8 H)	破砕	四軸リターン式破砕機 [騒音・振動防止、粉じんの飛散、流出防止の方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
平成10年7月25日	選別施設	廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	15.4 m <sup>3</sup> / 日 (8 H)	選別	磁選機 風力選別機 振動ふるい機

設置場所：京都市伏見区横大路千両松町8番

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
平成10年7月25日	堆肥化施設	汚泥（有機性）、動植物性残さ	500 ℓ / 日	堆肥化	急速発酵機
平成12年12月7日	圧縮固化	燃え殻、汚泥（有機性）、廃プラ、紙くず 木くず、繊維くず、動植物性残さ	240 m <sup>3</sup> / 日	R P F 化 固形燃料化	スクリュウ式成形機

設置場所：京都市伏見区横大路千両松町27番1、534番1

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
平成15年11月10日	圧縮固化	燃え殻、汚泥（有機性）、廃プラ、紙くず 木くず、繊維くず、動植物性残さ	601 m <sup>3</sup> / 日	R P F 化 固形燃料化	リングダイ式成形機

設置場所：京都市伏見区横大路千両松町71番2

設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方法	構造及び施設の概要
平成31年3月12日	破砕施設	①燃え殻、②汚泥（有機性）、③廃プラ、④紙くず ⑤木くず、⑥繊維くず、⑦動植物性残さ、⑧ゴムくず	①70.0 t / 日 (24 H)、②70.0 t / 日 (24 H)、③350.1 t / 日 (24 H)、④308.1 t / 日 (24 H)、⑤420.2 t / 日 (24 H)、⑥168.2 t / 日 (24 H)、⑦70.0 t / 日 (24 H)、⑧420.2 t / 日 (24 H)	破砕	一軸破砕機 [騒音・振動防止、粉じんの飛散、流出防止の方法] ・建屋内設置、コンクリート路床
平成31年3月12日	圧縮固化	燃え殻、汚泥（有機性）、廃プラ、紙くず 木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず	1,890 m <sup>3</sup> / 日 (24 H)	R P F 化 固形燃料化	固形燃料製造機

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成10年 7 月 21 日

住 所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1

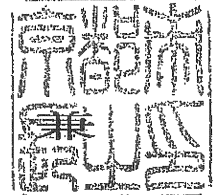
氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

日本ウエスト株式会社

代表取締役 長田和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京 都 市 長 柳 本 稔



許可の年月日	平成10年 6 月 11 日	許可番号	第 1 2 9 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町9番地1		
処理能力	5.4トン/日（8時間）		
許可の条件	1 施設の維持管理及び稼働状況に関する記録を作成し、3年間保存すること。 2 施設の稼働及びその関連作業を行う時間は、周辺環境保全上支障のないよう配慮し、地域住民との間で紛争が生じた場合は、誠意を持ってその解決に当たること。 3 上記の各事項に違反した場合、施設の一部又は全部の操業停止を命じ、又は許可を取り消す場合がある。		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（裏面に特記事項記載）

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年11月11日

住所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏名 日本ウエスト株式会社  
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	平成26年11月10日	許可番号	第167号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、燃え殻、汚泥（有機性汚泥に限る。）、動植物性残さ (以上7種類)		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町9番地1		
処理能力	廃プラスチック類として 150.4トン/日(24時間)、6.3トン/時間 木くずとして 180.4トン/日(24時間)、7.5トン/時間		
許可の条件	余白		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

# 産業廃棄物処理施設設置許可証

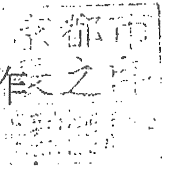
平成30年9月7日

住所 京都市伏見区横大路千両松町9番地1

氏名 日本ウエスト株式会社  
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都市長 門川 大作



許可の年月日	平成30年9月7日	許可番号	第174号
施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設及び木くずの破碎施設		
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 燃え殻, 汚泥(有機性汚泥に限る), 動植物性残さ (以上8種類)		
設置場所	京都市伏見区横大路千両松町71-2		
処理能力	廃プラスチック類として, 350.12トン/日(24時間) 〔 破碎機 No.1 : 199.92トン/日(24時間) 破碎機 No.2 : 150.20トン/日(24時間) 〕 木くずとして, 420.16トン/日(24時間) 〔 破碎機 No.1 : 239.76トン/日(24時間) 破碎機 No.2 : 180.40トン/日(24時間) 〕		
許可の条件	余白		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては, 各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は本市担当部署に速やかに連絡し, 指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し, 職員の検査を受けること。		